

平成 29 年度八潮市防災会議 会議録

1 開催日時及び場所

日 時 平成 29 年 2 月 27 日 (火) 午後 2 時から午後 3 時 25 分まで
 会 場 八潮市民文化会館 (八潮メセナ) 2 階 集会室

2 防災会議の流れ

1 開 会

2 議題

・八潮市地域防災計画 (平成 30 年 2 月修正) (案) について

3 その他

・平成 29 年度取組内容と今後のスケジュールについて

4 閉 会

3 委員の出席状況

八潮市防災会議委員

号	区分	機関名	役 職	氏 名	出欠代
1 号 委員	指定地方 行政機関	国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所	所長	金澤 裕勝	出
		厚生労働省埼玉労働局 春日部労働基準監督署	署長	布施 武雄	欠
2 号 委員	県の機関	埼玉県東部地域振興センター	所長	酒井 英治	出
		埼玉県越谷県土整備事務所	所長	細田 哲也	欠
		埼玉県草加保健所	所長	中山 由紀	欠
3 号 委員	警察の 機関	埼玉県草加警察署	草加警察署長	宮澤 弘	代
4 号 委員	市の機関	八潮市	副市長	宇田川 浩司	出
			企画財政部長	前田 秀明	出
			総務部長	會田 喜一郎	欠
			ふれあい 福祉部長	遠藤 忠義	出
			健康スポーツ 部長	鈴木 圭介	欠
			生活安全 部長	武内 清和	出
			市民活力 推進部長	戸澤 章人	出
			建設部長	荒川 俊	出

号	区分	機関名	役 職	氏 名	出欠代
			都市デザイン 部長	中村 史朗	出
			水道部長	大山 敏	出
			教育総務部長	香山 庸子	出
5号 委員	教育機関	八潮市教育委員会	教育長	石黒 貢	出
6号 委員	消防機関	草加八潮消防組合	消防長	浅井 厚紀	出
		八潮市消防団	団長	小倉 日出男	出
7号 委員	指定公共 機関又は 指定地方 公共機関	日本郵便（株） 草加郵便局	局長	助川 裕一	出
		東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 埼玉南支店	埼玉南支店長	鈴島 秀一	出
		東京電力パワーグリッド(株) 川口支社草加事務所	草加事務所長	田村 暢康	出
		東京ガス(株) 東部支店	支店長	木戸 千恵	代
		首都圏新都市鉄道(株) 北千住駅務管理所	所長	鈴木 泰久	出
		首都高速道路（株）東京東局	土木保全部長	岡田 知朗	欠
		東武バスセントラル（株）	運輸統括部 業務課長	深津 光市	出
		（一社）埼玉県トラック協会 草加支部	支部長	加藤 正道	出
		（一社）草加八潮医師会	会長	佐藤 達也	出
8号 委員	自主防災 組織又は 学識経験 者	八潮市自主防災組織連絡協議会	会長	昼間 竹雄	出
		埼玉県立大学保健医療福祉学部 社会福祉子ども学科	教授	梅崎 薫	出
		（福）八潮市社会福祉協議会	主任	増田 朋美	出
		八潮市食生活改善推進会	会員	北嶋 初江	出
		八潮市くらしの会	副会長	会田 幸子	出
9号 委員	特に市長 が認める 者	公募		会田 博	出
		公募		落合 昌子	出

4. 傍聴人数

1名

5. 議事内容

会長

議題である「八潮市地域防災計画（平成30年2月修正）（案）」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料に基づき説明

八潮市地域防災計画（平成30年2月修正）（案）

八潮市地域防災計画（平成30年2月修正）（案）新旧対照表

【資料1】八潮市地域防災計画（平成30年2月修正）の概要

【資料2】共通事項の修正概要

【資料3】震災対策編の修正概要

【資料4】避難勧告等の名称変更

【資料5】河川の基準水位の変更

【資料6】要配慮者利用施設の避難体制の強化

【資料7】大規模火災事故災害対策の充実

【資料8】複合災害対策の対応

会長

事務局からの説明に対して質問又は意見はありますか。

委員

個人が建築士に被災区分判定を依頼することは難しい。

災害により被害を受けた宮城県や熊本県では、被災者が撮影した写真を使ったり災証明書を申請した場合、判定結果が異なることがあるため、建築士会等の協力を得ていたと記憶している。建築士会との協力関係はどのようになっているのか。

雪害対策において、高齢者等の要配慮者に対する除雪支援をどのように考えているか。北陸地方では、降雪により玄関が塞がっていないか地域で確認する取組を実施している。

事務局

災害発生後においては、応急危険度判定を実施することで、建物やその周辺の危険性を判定することになっている。復旧・復興の段階になると、建物の恒久的な使用の可否を調査する被災区分判定を専門家が実施する流れになる。個人の建物については、建物所有者が専門家に判定を依頼して頂く。

り災証明書の発行の流れについては、市職員や応援職員で被害家屋調査を実施し、その結果に基づいて、り災証明書を発行することになっている。

高齢者の雪害対策については、関係機関と連携を図り、適切な対応を考えたい。

委員

り災証明書は、建物の復興だけではなく、医療費控除等にも関係する。

大規模災害が発生した際には、他市町村から応援があるが、被害家屋調査を実施するための書類の準備が大変だったと聞いている。その際に建築士会との協力が必要ではないか。

事務局

建築士会や有資格者を有する民間企業との協定の締結を推進していきたい。

委員

応急危険度判定士の有資格者数は、市職員 20 名、消防職員 5 名、建築関係の民間企業の会社員 18 名である。消防職員は、災害時における応急危険度判定の活動は困難であると考えため、実働人数は 38 名になると把握している。

会長

頂いた意見を踏まえて、より防災体制を強化していきたい。他に質問又は意見はありますか。

委員

「地区防災計画の策定」の記載内容について、事業者が相手なのか、町会の地区防災計画の策定なのか、整合性が取れていない。

事務局

他市町村の事例で申し上げますと、自主防災組織だけでなく、企業や団体が 1 つになって、協議会を発足して地区防災計画を策定する場合もある。自主防災組織単独又は地域全体でも地区防災計画を策定することができるので、両方の観点で捉えるため、そのように表記させて頂いた。

委員

自主防災組織や事業所が連携して一体となって地区防災計画を作成するのであるならば、文面を変更して頂きたい。整合性を図り、町会・自治会でもあるいは事業所でも連携するような意味合いに取れる文面にして頂きたい。

会長

意見を反映させて頂く。他に質問又は意見はありますか。

会長

埼玉県の防災業務に関する取組事項について。

委員

埼玉県地域防災計画については、東日本大震災の教訓を踏まえて平成 26 年 3 月に大規模な改定を行っており、自助・共助を中心とした地域防災力の向上、防災体制の強化、広域な応援体制・受援体制の整備、首都圏同時被災への対応について対策を盛り込んでいる。なお、平成 26 年 12 月には、雪害

の教訓を踏まえて、雪害予防計画を大幅に拡充した。

また、埼玉県地域強靱化計画を平成 29 年 3 月に策定した。この計画の趣旨は、平常時の対策を対象とした計画であり、想定される被害を軽減するための対策を定めている。

震災対策については、平成 27 年 2 月に埼玉県震災対策行動計画を改定しており、減災目標を達成するための制度や仕組みを定めている。

市町村職員の方の手引である埼玉県震災都市復興の手引きを作成しており、今後想定される首都直下型地震等の大規模災害における復興の準備を行っている。

地域防災計画を見直す中で火山噴火降灰対策が盛り込まれたことを受けて、火山噴火・降灰に対する行動指針を平成 28 年 9 月に策定した。

発災後、迅速かつ的確に必要な支援が行われるよう具体的な手順を定めるため、埼玉県・埼玉県内市町村で人的相互応援実施マニュアルを策定中である。

会長

平常時の取り組み、減災対策及び人的応援のマニュアルの策定と心強い話を頂いた。

大規模災害が発生した場合、行政は被災しながらも、被災者に対して多くの支援を行う必要がある。

そのためには、市職員だけではなく全国からの応援が必要になる。

会長

熊本地震や水害が発生した被災地での活動内容の説明及び受援体制の整備における重要な点について。

委員

国土交通省では、被災自治体を支援する TEC-FORCE を迅速に派遣する準備をしている。派遣した TEC-FORCE は、現地での被災状況を調査、技術的助言等の後方支援を実施することになっている。

河川管理者の取組としては、自治体等を通じて河川の水位情報を住民に届くようにしていきたい。

また、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域を公表したので、関係自治体と避難計画、ハザードマップ等の支援を図っていきたい。

照明車や排水ポンプ等の資機材を各事務所に配置している。被災地に派遣することで、迅速な復旧に寄与していきたいと考えている。

会長

TEC-FORCE の要請手順はどのように実施すればいいか。

委員

どのような形でも国土交通省の管轄組織に連絡をして頂ければ、すぐに TEC-FORCE を派遣できる。

会長

熊本地震では、物資が被災地の集積所まで届いているが被災地の手元に届かないという課題が残った。円滑な物資の配給・供給を行うために考えられることについて。

委員

トラック協会では、八潮市と災害時協定を締結しているため、要請があればトラックで物資輸送業務を実施する。東日本大震災を支援する際には、八潮市からの要請を受け、物資輸送を実施した。また、熊本地震では、草加市からの要請を受けている。

被災地では、荷降ろし場で止まって列ができており、必要な物なのかよくわからない物がある。必要なものをすぐ運ぶことが良かったのではと考える。

会長

避難勧告等に対する印象や避難行動に対する意見・要望について。

委員

避難勧告等における個人での判断は難しいと考える。他の地域では、夜間における避難勧告の発令で亡くなったこともあったので、行政側としての判断も難しいと思う。

住民に対する避難勧告等の伝え方は、様々な方面から検討する必要がある。防災行政無線等の場合は、大雨等の場合では、防災行政無線では聞こえない、情報が入らない。

会長

非常時の場合、防災行政無線の音量を最大限にするなどの工夫をしている。

避難勧告等を発令した場合でも、「まだ大丈夫」と行動に移せないのが、地域防災力が要となる。「危険なので一緒に逃げよう」という関係性が重要だと感じている。

会長

要配慮者の避難計画を作成するにあたり、課題等について。

委員

避難確保計画については、水防法で義務化であるため、策定の準備を進めたいと考えている。

要配慮者に必要な事項として、職員も訓練等を実施することで迅速かつ安全に避難させる意識を持つことが大切だと考えている。また、迅速な避難が進められるような施設の設備も見直したい。

日頃からの準備が大切だと考えている。

委員

熊本地震では、避難者が避難所を車で動いたため、避難所内の避難者の人数が日々変化し、どの場所に何人分の食料を準備するべきか把握しきれなかった。

ケアマネージャー、社会福祉士会、医療ソーシャルワーカー協会のメンバーが各避難所に入り、ニーズを確認した結果、迅速に動くことができた。

社会福祉協議会の職員は、ボランティアの手配で手いっぱいになる。越谷市で竜巻による被害が発生したが、越谷市社会福祉協議会は、災害ボランティアの研修直後であったため、非常にうまく動けたと聞いている。

要配慮者のうち、視覚障がい者の方、聴覚障がい者の方は、特に情報の把握が困難であるが、インターネットの情報ですぐ動いた。

各市町村で個人情報保護条例が妨げになる。配慮が必要ではないか。
クラウドシステム等で情報共有も1つの手段だと考える。

会長

要配慮者となりえる方の情報を収集しているが、様々な意見を受けている。課題も含めて、指摘を頂いたクラウドの問題も含めて検討していきたい。

会長

他にご意見等が無いようであれば、頂いた意見をふまえ、八潮市地域防災計画見直し案を一部修正させて頂くが、よろしいか。

委員

異議なし

会長

次に「平成 29 年度取組内容と今後のスケジュール」について、事務局から説明をお願いする。

事務局

資料に基づき説明

【資料 9】平成 29 年度取組内容と今後のスケジュール

会長

事務局からの説明に対して意見はありますか。

委員

ハザードマップの配布時期が約 2 年後になるが、早めることはできないか。

事務局

現行の洪水ハザードマップでは、200 年に 1 回程度の水害を想定しているが、国の浸水想定区域の見直しに伴い、1000 年に 1 回程度の水害を想定した場合、八潮市内の被害状況が大きく拡大するため、広域避難が課題となる。

時間をかけて広域避難について検討した後、ハザードマップへの掲載の検討を進めるため、2 年後の発行を考えている。

会長

現行の洪水ハザードマップを見直した場合、広域避難計画を含めて検討していく必要がある。情報提供の提案や意見があればお聞きしたい。

委員

水害は、気象情報も含めて3日程度前から把握できるため、その情報をいかに住民に届けて避難に繋げて頂くかである。

広域避難となれば、八潮市だけではなく、複数の自治体で計画を立案するので時間がかかるのだと理解した。

弊社としても、他自治体との付き合いもあるので、情報を提供していきたい。

水害によってサーバーが水没して、住民情報が無くなる危険もあるため、バックアップ等も一緒に勉強させて頂きたい。

会長

タイムラインについて、事務局から補足で説明させて頂く。

事務局

72時間前から行動するという事で、河川の水位と合わせて、避難準備情報の情報提供、市の体制づくり等を時系列に並べて中川、綾瀬川及び江戸川のタイムラインを作成し、庁内で意識統一を図っている。

また、タイムラインを活用して、熊谷气象台及び江戸川河川事務所とのホットラインを活用して適宜対応していく。

今後も、県管理河川、荒川、利根川等のタイムラインを作成していく予定である。

会長

以上で、本日の議事を終了する。

-以上-